

○環境省告示第 号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる書類であってその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月 日

環境大臣 長浜 博行

計画段階配慮事項についての検討その他の手続に係る書類の指定

環境影響評価法の一部を改正する法律附則第六条第一項第一号に掲げる書類であってその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものは、次に掲げるとおりとする。

一 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成十四年三月二十七日知事決裁）第十二条の規定により作成された戦略的環境影響評価報告書

二 千葉県計画段階環境影響評価実施要綱（平成二十年三月三十一日知事決裁）第五条の規定により作成された計画段階環境配慮検討書

三 環境配慮評価システム実施要綱（平成十四年三月二十八日神奈川県環境農政部長決裁）第五条第一項の規定により作成された環境配慮検討書

四 三重県環境調整システム推進要綱（平成十年三月四日三重県環境安全部長決裁）第三条第一項

の規定により作成された環境配慮検討書

五 仙台市環境調整システム実施要綱（平成十二年九月二十九日市長決裁）第四条第一項の規定により作成された構想段階環境配慮検討書（同条第四項の規定による書類が作成されていない場合に限る。）又は同条第四項の規定により作成された構想段階環境配慮方針報告書

六 川崎市環境影響評価に関する条例（平成十一年十二月二十四日条例第四十八号）第八条第一項の規定により作成された環境配慮計画書

七 堺市環境影響評価条例（平成十八年十二月二十二日条例第七十八号）第八条第一項の規定により作成された事前配慮計画書